

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2615号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

池田八幡神社例大祭(長野県池田町)



ま
く
じ

政 策
フ
ォ
ー
ラ
ム
情 報
随 想
情 報
情 報

総務省・2008年度予算概算要求重点施策(解説)	(2)
自治会と取り組む「元気なまちづくり」 「住民と職員の協働が育む「共助」の芽」 長野県池田町 町村 Nav i	(5)
人が輝き、心ふれあう豊かなまち 熊本県長洲町長 橋本 孝明	(9)
新任都道府県町村会長略歴(山梨県) 政策リーダー	(12)
	(13)
	(14)

写真キャプション

長野県池田町で毎年9月23・24日に行われる池田八幡神社例大祭。23日には8台の山車が子供たちの囃子と若衆の音頭に乗って威勢よく町内を巡行する。大勢の見物客で賑わう神社境内に提灯を揺らした山車が集結するシーンは壮観で、祭りのボルテージは最高潮に達する。

閑話休題

「信託住民」構想

明治大学教授 小田切 徳美

「信託住民」という考え方があ
いまから約20年前に東京一極集中
傾向が強まる中で、著名な都市社会
学者である故磯村英一氏は、安定的
な自治体経営を実現するために、住
民概念の拡張を提案した。つまり、地
域外に住みながらも、その地域環境に
関心を持ち、その地域を心援したいと
思う「信託住民」制度の設定である。そ
して、「信託住民」は一定の基準による
納税の義務を果たせば、その自治体の
選挙にも参加することができること
とした。

同じ時期、農村社会学、特に中山
間地域研究をリードする小川全夫氏
(現山口県立大学大学院教授)は、空
洞化が顕在化しはじめた中山間地域
において、「この「信託住民」構想が重要
な意味を持つことを論じた。この構想
を拡張し、「ある村に自分が心を寄せ
るとしたならば、その村のために住
民活動をする、寄付金活動をする、
あるいは様々なアイデアを提供する、
という多様な信託住民活動が考えら
れ、それにより、少なくとも税の再配
分ではない、もうひとつのお金の流れ
が出来上がってくるし、それがさらに
発展して心の交流にもつながってい
く」と主張した。

都市・農村交流にいち早く注目して

いた氏は、地域外の住民による資金
労役、知識・知恵の提供が、地域内の
内発的エネルギーと結びやすいく
そしてこれこそ地域の再生の糸口が
あることを見通していたのである。
現在議論されている「ふるさと納
税」のあるべき基本的な考え方が、こ
こにあるように思われる。つまり、心
を寄せる自治体に対して、地域再生
の志を、資金とともに移転しようと
いう発想である。ここでは地域間の税
収格差を埋めるような規模の資金移
転である必要はない。むしろ、金額の
多寡は大きな問題ではない。中山間
地域では、「他の地域の人々から、気
にかけてられている、見守られていると
いうことだけで心の支えになる。」(長
野県阿智村岡庭村長)からである。

こうした目的で制度設計するの
であれば、直接的な納税にこだわらな
い必要もないであろう。むしろ重要なのは
資金提供者である「信託住民」からの
メッセージが、その思いが薄れることな
く届く仕組みの構築である。「ふるさと
納税」はそのようなものと考えたい。

都市と農村をそれぞれフィールド
とする2人の泰斗が提唱した「信託
住民」構想は、20年の歳月を経て、い
ま実現されようとしている。

総務省

2008年度予算概算要求重点施策

交付税、4.2%減の14.6兆円

解説

「元気のある地域づくり」などに重点

総務省の2008年度概算要求・要望額は、一般会計へ入る前年度比7.6%増の17兆4089億円となった。地方交付税や地方特例交付金、恩給費などを除いた一般歳出の政策的経費は6.9%減の3523億円。ただ、07年度予算には参院選関連経費が含まれており、これを除いた実質では321億円の増額要求となる。一方、同省がまとめた08年度地方財政収支の仮試算によると、地方交付税に地方税などを加えた地方一般財源総額は07年度比0.3%増の59兆4000億円となる見込み。このうち、地方自治体に配分される地方交付税(出口ベース)は、地方税が増収の見込みであることに伴って4.2%減の14兆6000億円と仮置きされた。08年度の重点施策では、「元気のある地域づくり」が新たに掲げられている。

◆「骨太方針2006」 基に歳出抑制

地方財政収支の仮試算は、国の08年度予算概算要求基準(シーリング)や政府の骨太方針2007などに基づき、現段階で見込まれる地方財政収支の数値を仮置きしたものだ。骨太07では、骨太06で定められた国・地方の歳出削減目標(5年間で1兆4000億・14兆3000億円)に沿って、「国、地方を通じ、最大限の削減を行う」方針を明記。仮試算の数値は、従来の厳しい財政改革路線を前提

としている。

それによると、歳出のうち、給与関係経費は1.5%減の22兆2000億円、地方公務員の定員を5年間で5.7%程度の純減を図る骨太方針に沿い、退職手当以外を1.7%減の19兆8000億円に抑制する一方、「団塊の世代」の大量退職が本格化した退職手当は前年度同額の2兆4000億円を見込んだ。

一般行政経費は2.2%増の26兆7000億円、このうち国庫補助分は社会保障関係経費の増大により4.9%増の11兆8000

億円となった。一方、地方単独分は骨太方針に従って06年度と同程度の水準に抑えたことから、横ばいの14兆円となっている。

投資的経費は、国の公共事業費を引き続き3.0%減と定めたシーリングを踏まえ、直轄・補助を3.0%減の6兆4000億円に、単独も3.0%減の8兆3000億円に抑制している。

これらの結果、既に8年連続の減少となっている一般歳出は0.4%減の65兆5000億円、引き続き縮小の方向だ。これまで6年連続の減少となっている歳出総額は、83兆1000億円で横ばいを見込む。

◆地方税は2.7%増

歳入では、景気動向を反映して地方税が2.7%増の41兆5000億円となる見込み。地方譲与税は0.5%減の7000億円を見込んだ。

地方交付税については、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入り口ベースで7.8%増の15兆8000億円を見込んでいる。

内訳は、消費税や法人税など国税五税の法定率が3.2%増の15兆1000億円、法定加算分が皆増の7000億円となっている。

ただ、過去に民間金融機関から

政 策

借り入れた交付税特別会計借入金の国・地方による計画的償還（地方分については06年度補正予算から開始）を着実に進めるため、入り口ベースの交付税額から1兆2000億円を同借入金の元利償還に充当。その結果、自治体に配分される出口ベースの交付税額を07年度比6000億円減の14兆6000億円と仮置きしている。

地方特例交付金等は、住宅ローン減税（住宅借入金等特別税額控除）の個人住民税減収補てん措置分などを含め、48・4%増の5000億円。国庫支出金は、公共事業などを抑制する一方、社会保障関係費の増加が見込まれることから0・1%減の10兆2000億円と横ばいとなっている。

地方債については、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債を15・5%減の2兆2000億円に抑制。さらに、投資的経費の減少も反映し、全体で6・2%減の9兆1000億円となった。地方税と地方交付税、地方特例交付金、臨財債などを合計した一般財源は、前年度を上回る59兆4000億円を見込む。

◆地方債計画規模は

4・9%減

一方、08年度の地方債計画案に

よると、発行総額は4・9%減の11兆9009億円となった。このうち普通会計分は6・2%減の9兆539億円、公営企業会計分は0・4%減の2兆8470億円。普通会計分のうち投資的事業関連である通常分は2・9%減の4兆6972億円で、国のシーリングに基づく公共事業費の3%削減方針を基に見込んでいる。

収支不足を埋める特別分は9・5%減の4兆3567億円。内訳は、地方財源不足を埋める臨財債を15・5%減の2兆2217億円に抑えるほか、財源対策債も3・1%減の1兆5400億円に抑制し、退職手当債は前年度同額の5900億円を見込んだ。

一般会計債の各事業では、一般単独事業のうちの合併特例事業について、前年度同額の9500億円を確保。行政改革推進債も前年度と同じ3000億円を計上した。

地方債を引き受ける資金区分では、財政融資資金が4・9%減の3兆1200億円、公営公庫資金が77・8%減の3000億円、地方公営企業等金融機構資金が皆増の9800億円で、公的資金全体は5・0%減の4兆4000億円となった。

◆「元氣のある地域づくり」に12億円

予算要求の重点施策推進要望では、新たに「元氣のある地域づくり」を掲げていることが特徴。地方交付税の割り増し算定などの財政支援を行う「頑張る地方応援プログラム」に基づいて人的支援も行う「地域人材力活性化事業」など11億6000万円を計上した。

新規の「地域人材力活性化事業」（2億4000万円）は、魅力的な地域づくりを目指す市町村に先進的な自治体で実績を挙げた「カリスマ職員」や総務省の職員、民間専門家らを派遣するもので、自治体の多様なニーズに応じた人材力活性化メニューを提供することで、各自治体の人材育成・ノウハウ蓄積などを支援する。

具体的には、市町村の要請に応じて総務省職員を派遣するほか、先進市町村のカリスマ職員らをデータベース「地域人材ネット」（仮称）に登録し、他の市町村に紹介。例えば、「頑張る地方応援プログラム」の成果目標となっている地場産品のブランド化などで成果を持つ市町村職員や民間企業の人材を、地域活性化に取り組む市町村（20・30団体程度）にモデル的に派遣する。

カリスマ職員の派遣方法については、短期派遣や月1回程度のアドバイザーとしての派遣などを検討している。総務省職員の一一般市町村への出向も大幅に増やす方向だ。08年度での新設を要求している「地域力創造部（50人体制）」が人材の募集・登録や派遣の調整に当たる。

「頑張る地方応援プログラム」関連では、今年2月からの約5カ月間に菅義偉前総務相らの総務省幹部が全都道府県を訪れて市町村長と直接、意見交換した「頑張る地方応援懇談会」を増田寛也新総務相の下で引き続き開催していくほか、全国的なシンポジウムも開催する。

◆都市から地方への移住・交流促進

一方、農山漁村コミュニティの再生を図る観点から、都市部の子供たちに農山漁村での自然体験などをさせるプロジェクトを全国的に推進するなど、都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業に5000万円を計上した。農林水産省など関係省庁と連携し、小学生が1週間程度、農山漁村に滞在させるプロジェクトを全国的に推進。交流人口を増やして地域再生につなげるのが狙い

政 策

交付税及び譲与税配付金勘定

(単位:億円)

区分	項目	平成20年度 概算要求額 A	平成19年度 予 算 額 B	比較増減額 (A - B) C	増 減 額 C / B (%)	備考
地方 交付 税	一般会計からの繰入れ	157,641	146,196	11,445	7.8	入口ベース
	うち法定率分	150,897	146,196	4,701	3.2	
	法定加算分	6,744	0	6,744	皆増	
	借入金償還	6,456	5,869	587	10.0	
	借入金等利子	5,555	5,661	106	1.9	
	前年度からの繰越分	0	15,208	15,208	100.0	
	剰余金の活用	0	2,150	2,150	100.0	
	返 還 金	2	3	1	39.6	
	計	145,632	152,027	6,395	4.2	出口ベース
地方 特例 交付金等	一般会計からの繰入れ	4,630	3,120	1,510	48.4	
	うち特別交付金	2,000	2,000	0	0.0	
	地方特例交付金	1,215	1,120	95	8.5	
	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収補填措置	1,415	0	1,415	皆増	
地方譲与税	地方譲与税譲与金	7,054	7,091	37	0.5	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注) 【地方交付税】

- この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政改革の基本方針 2007」、「日本経済の進路と戦略」等を前提とした仮置きの数値によるものであり、今後、経済情勢の推移、人事院勧告の取扱い、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加え、要求内容の修正を行う。
- 国税及び地方税の税収見積もり等については、名目経済成長率、弾性値等に関し、「日本経済の進路と戦略」等をもとに一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 国税五税の平均18年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額の清算方法については、今後検討を行う。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成19年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合は、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、特別交付税については法律に基づき2,000億円を計上するとともに、地方特例交付金及び個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の減収補てん措置については平成20年度所要見込額を仮に計上している。

今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

また、「過疎地域等自立活性化推進事業」(8000万円)では、U・イターン者対策や集落活性化など過疎地域における喫緊の課題に対応するために過疎地域市町村や都道府県が実施する事業を支援する。

さらに、都市から地方への移住・交流の促進に関する調査費として6000万円を計上。都市住民の移住・交流に関して二地域往來型や団塊世代移住型、子育て世代移住型などの多様なニーズを踏まえ、都市住民に対する誘客活動の効果的な実施方法 移住・交流の総合的な相談窓口の効果的な運営方法 長期滞在のための生活関連サービスの提供 移住希望者に対する職業紹介・職業マッチングの手法 などについて実証実験を行い、移住・交流の受け入れシステムを構築する。

市町村合併関連では、旧市町村のシステム統合などを前倒しで実施する自治体の要望にこたえるため、合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する事業に助成する「市町村合併体制整備費補助」など「市町村合併の推進とその後新たな基礎自治体像の構築」(80億円)などを盛り込んだ。

(時事通信内政部 明石道夫)

で、先進事例調査と受け入れのノウハウを広げるためのセミナー開催なども行う。

また、過疎地域の自立促進を図るため、都市から地方への移住・交流の受け入れ体制の整備など「都市から地方への移住・交流の促進」(3億6000万円)を盛り込んだ。人口減少や高齢化などが進

む地域の活性化を図るとともに、「田舎暮らし」を望む都市住民のニーズに対応するため、空き家の活用などによるU・イターン者対策、集落の活性化や官民連携による移住・交流の受け入れ体制整備を推進する。

具体的には、空き家の活用などによるU・イターン者の受け入れ

(2億2000万円)では、集落再編整備事業費補助金の中の定住促進空き家活用事業によって支援。空き家の取得・改修だけでなく、一定期間、借り受けて改修する場合も補助対象に追加するほか、土地・家屋を含めた空き家の取得費を補助対象に追加し、一戸当たり

の補助対象限度額を引き上げる。

フォーラム

現地レポート 町村独自のまちづくり

自治会と取り組む「元気なまちづくり」 住民と職員の協働が育む「共助」の芽



池田町の概要

雄大な北アルプス連峰を望む、自然に恵まれた池田町は、田園風景が広がる信州安曇野に位置し、花とハーブの里づくりを進めながら活力あるまちづくりを目指す、面積40・18km²、人口約1万1千人の町です。

町内の小中学校をはじめとする各教育施設、道路、上下水道、公園、各種福祉施設など、生活関連施設や土地基盤整備などがほぼ終

了しましたので、現在は行政の主要軸をハード面から教育や福祉、産業振興などソフト面に向け行政執行を進めています。「健康で笑顔と心の通い合うまちづくり」をモットーに、18年度策定した自立プラン「まちづくり推進プラン」を軸に据え、住民と行政がまちづくりのパートナーであることをお互い認め合い、協力してまちづくりを推進する「協働のまちづくり」や、観光推進本部を中心とした「観光まちづくり」推進に積極的に取り組んでいます。

今なぜ「協働」か？

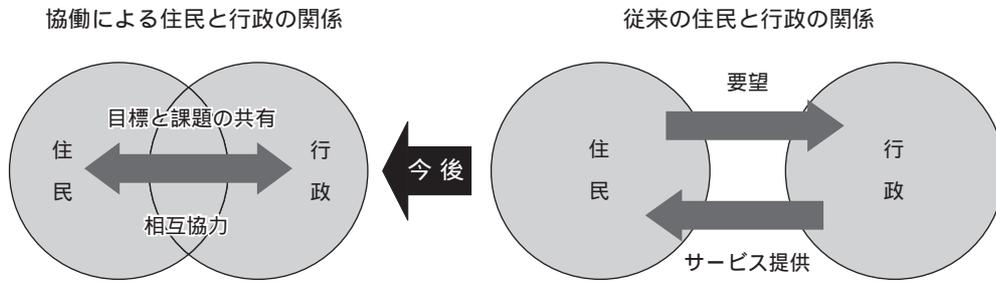
これまでのまちづくりは、住民の要望などを踏まえ、どちらかという行政が主体となって施策の実現に取り組んできました。また、公共サービスは主に行政が担うという考え方が、住民と行政の双方で一般的でした。



眼前に広がる田園風景と北アルプス

フォーラム

今後の「協働のまちづくり」イメージ



しかし、地方分権が進展する一方で、住民ニーズが多様化・高度化し、変化し続ける中、これらに対応したきめ細やかな公共サービスの提供について、限りある財源で行政がすべてを担うことは困難な状況になっていきます。特に、子どもにとつて安全・安心な地域の実

現、高齢化社会の中でどのようにして幸せに地域で生きるか、そして、地震などの災害時にどのように命を守るかなどの問題は行政のみでは解決できず、地域住民の主体的な取り組みが求められます。

こうした状況から今後は、住民と行政がお互いに目標と課題を共有し、一緒になって考え、解決していくという協働のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいく必要が出てきました。

住民や自治会、NPO、団体、企業など、地域で生活するすべての人々と行政が、今以上に連携を深めながら、それぞれ責任と役割を分担し、対等な立場で補完・協力し合う「協働のまちづくり」はこれからの行政執行に必要な不可欠な要素なのです。

協働のまちづくり3原則

- ・ 自助＝「自分のことは自分でする」
- ・ 共助＝「地域や団体は、近隣住民のお互いの力を結集して助け合う」
- ・ 公助＝「自助・共助でできない町全体に関わることを行政が行う」

「桜並木整備事業」で桜の由来案内板を住民が設置



池田町では、これら「自助・共助・公助」の3つの原則を協働のまちづくりの基本に据えています。これは、行政が取り組まなければならぬものを地域に押し付けるといったことではなく、個人や地元で出来ることは取り組んでもらうという役割分担を明確にするもので、公助については今後も町が行っていきます。

まずは自治会と協働の土台づくりを

まずは全町に協働意識を浸透させることを目的に、地域づくりの根幹をなす自治会組織の充実と支

援を中心に町内33自治会を対象にした事業を18年度からスタートしました。

ほぼ全住民が加入し、地域に密着した住民自治組織である自治会をまちづくりの中枢に据え、自治会が地域振興のために取り組むまちづくり活動や、道路・水路等の整備・補修に要する資材経費に対して補助金を交付する「池田町元気なまちづくり事業」を導入、取り組めるものを地域で考え、その必要な経費を町が負担するという、地域のやる気の掘り起こしや協働意識のきっかけづくりとして本事業を位置付けました。

元気なまちづくり事業の主な内容は次のとおりです。

- ・ まちづくり事業：地域振興や活性化のため自主的に取り組む事業に対し1自治会30万円を限度に交付する
- ・ 建設資材支給事業：自治会が自主的に整備・補修する道路、水路等の資材等経費に対し1自治会30万円を限度に交付する

なお、営利を目的とした事業・宗教的・政治的な催し、飲食費・人件費等は補助対象外です。

職員も自治会を支援

住民と行政が同じ立場で協働するため、また、この元気なまちづ

フォーラム

《住民による建設資材支給事業の一例》

【工事前】
路面の傷みがひどい



【作業風景】
工事は丁寧かつスムーズ



【完成】
素人技とは思えない素晴らしい出来栄え！



くり事業を単なる補助金交付事業に終わらせないために、全職員が各自治会のまちづくりに参加し、活動を支援しながら、住民による自主的なまちづくりの発展に寄与できるよう、職員の自治会担当制度「自治会パートナー」も併せてスタートしました。

精神の相乗効果もなされ、併せて、行政への理解・職員研修・意識改革等の効果も狙っています。

自治会パートナーの任務は、自治会の実情を理解する、自治会の活動及び運営への支援（自治会主催会議への出席、自治会への情報提供、要望事項の把握・相談・協力など）、「元気なまちづくり事業」の取り組みについて必要な協力を行うなどです。

パートナー職員は、各自治会の実情に応じ、様々な場面で、無報酬で任務にあたっています。

1年目を終えて

18年度の事業実績は、町の予想を大幅に上回り、まちづくり事業が3事業、建設資材支給事業が11事業と、計12自治会で14事業が実施されました。

まちづくり事業では、「ほたるを育てる環境整備事業」史跡案内整備事業、「桜並木整備事業」と、それぞれ地域の特色を活かした事業が行われており、今まで持て余し気味だった地域資源を自らの手

で活性化につなげる動きが出てきています。

また、建設資材支給事業は、コンクリート舗装等の道路補修が5事業、水路改修による道路拡幅が3事業、児童遊具補修や水路落葉目詰り対策等が3事業行われ、日常生活に密着している生活道路や水路の補修も軽易なものは自治会で取り組む機運が高まりつつあります。

この資材支給事業の概算効果額は、事業費実績合計約280万円に対し、仮に同様の工事を町で発

フォーラム

注した場合の積算事業費約490万円(町振興課試算)となり、効果額は約210万円に上りました。事業に参加した住民からは「改めて皆が仲良く力を合わせる大切さを学ぶことができた」と

目標をひとつにして全員で取り組むことにより各地区内での交流の輪が広まる効果を歓迎するとともに、「地域の良さを再発見できた」「道路舗装により通行が容易になった」「道路拡幅により登下校の

信州縦断
元気なふるさと
収穫祭めぐり2007

この催しは、県内62全町村の参加により、地域住民との協働で実施する収穫祭、農業祭等を、県内外へ情報発信し、地元農産物等の紹介・販売や、地元の人々との交流等を通して「ふるさと(町村)の「元気」と「よさ」をアピールすること

を目的に実施しており、今年で4年目になります。みなさん、ぜひお出かけください。

なお、詳細については、長野県町村会までお問い合わせ下さい。

電話026・234・3530



児童の交通安全確保ができた」などと好評をいただいています。このように元気なまちづくり事業は自治会の課題解消や夢実現に大きく貢献することができました。

また、自治会パートナー制度については、初年度ということもあり、自治会長からはパートナーとの密着は難しかった」と意見もありましたが、反面「パートナー制度は非常に良かった。自分が昼間勤めているので役場へなかなか行けなかったが、パートナーに協力してもらい感謝している」などとパートナー制度を歓迎する意見も多く寄せられ、概ね及第点をもらえたものと感じています。

今後の課題

新規事業は普及啓発活動にその成否がかかっており、かつ、大半の自治会が単年度ごとに役員構成が変わるので、自治会パートナーをさらに浸透・活用し、住民に趣旨が深く根付くよう推進していく必要があります。自治会ごと取り組む姿勢に「温度差」があることも事実なので、自治会パートナーがいかに地域に入りこんでいき、行政と住民の「接着剤」になれるかもポイントです。

ます。宗教的なものは要綱で補助対象外としていますが、神社祭り等は習俗化しており、宗教を意識している人が少ないのが現状です。ただ、宗教と切り離し「関連がない」と言い切ることも出来ず、地域のお宝として眠っている伝統文化の継承・保存に対し、思うように支援ができないのが現状です。

おわりに

このように新規事業ゆえ、様々な課題があるわけですが、18年度からスタートした、地域協働の土台づくりである自治会との協働のまちづくり事業も、住民と職員のパートナーシップによりますますの成果を残すことができました。

町の財源不足やニーズの多様化等を住民が理解し、自分たちの地域は自分たちの手で良くしようとする「共助」の最たる事業として根付き始めたこれらの芽を今後大きく育てるため、町では引き続き重点事業と位置づけ実施していきます。「まちづくりの主役は住民」を基本に、自治会の取り組みを支援しながらゆつくりと全町へ浸透させ「元気なまち・池田町」を住民とともに築き上げていきたいと思えます。

(町づくり推進室 大澤 孔)

また、伝統文化と宗教の関係の扱いについては難しいものがあり

情 報

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

県手ヶ岩 中国・長春市との
交流計画を合意

町と中国・長春市はこのほど、図書館や民間レベルの交流を内容とする2007、08年度の交流事業計画を決めた。町と同市は1989年に友好都市を結んで以来、互いに職員や住民を派遣するなど交流を深めている。

交流計画締結のため高橋由一町長等は7月に同市を訪問。同市の新庁舎落成を記念して彫像「大望の像」を贈呈した。

交流計画のうち07年度は、文化面の交流として、両市町の図書館を「国際友好図書館」として活用するよう検討するほか、従来からの広報や図書、ビデオ・CD等の交流を継続する。さらに両市町民間の写真交換展示を実施する。

また08年度は、同市で行う09年の友好交流20周年記念事業計画を検討する。

山歌和 10月に第1回
「醤油産地サミット」

町は10月27、28の両日に、全国の関係市町村を集めた「第1回醤油産地サミット」を

開催する。サミット開催に併せて各地の醤油を活かした独自の食文化等について情報交換や交流を深めるための全国組織「醤油産地市町村協議会」を設置する。

サミットには静岡県大井川町や香川県小豆島町など20市町超が参加する予定だ。

サミットでは醤油の消費拡大などを内容とする共同宣言を採択するほか、関係首長会議、基調講演などが行われる。また、全国の醤油や醸造の民具等の展示も行われる。

根島 「生命地域」の
シンボルマークを決定

町はこのほど、町が取り組む「生命地域」の普及・啓発に使用するシンボルマーク（イラスト）町提供）を決定した。今年3月に山陰地方で初めて「森林セラピー基地」に認定された「県民の森」などのパンフレットに使用する。

町には神戸川など3河川が流れていることから、町は生命の源「生命地域」を標榜し、森林セラピーや「赤名湿地性植物群落」、地元の山菜や薬草を用いた薬膳料理など豊かな自然を活かした町づくりを

取り組んでいる。

シンボルマークは今年5月〜7月にかけて全国から募集、40都道府県から493点の応募があった。最優秀賞は東京都在住のデザイナー・佐藤春平さんの作品が選ばれた。神戸川と斐伊川、江の川の3河川と、その清流に育まれて成長する若葉を描いている。



島野 メタボ対策で「すつき
りスリム大作戦！」

町はメタボリックシンドローム改善に向けた運動・栄養教室「すつきりスリム大作戦！」を実施している。保健師や栄養士などの専門スタッフが一人ひとりに合わせた運動プログラムや生活改善のアドバイスを行っている。

対象は20〜65歳未満の町在住者で、住民検診でBMI（身長と体重のバランス）と血糖値、総コレステロール、血圧のいずれかの検査項目が要指導となった人など。

「大作戦」は前期、後期に分

けて実施しており、9月20日から後期が始まる。運動教室ではストレッチや筋肉トレーニングのほか、正しいウォーキング方法やエアロビクスも実施。また栄養教室では体にいい「ヘルシーレシピ」の紹介や試食を行う。

知東 定例庁議を傍聴可能に

町は週1回開いている庁議を町民等に公開している。沢山保太郎町長が提案したもので、町によると庁議の公開は全国的にも珍しいという。

庁議は毎週月曜日の午後2、3時ごろに町長と課長クラスの職員が参加し、重要案件などを議論。議題は町長のほか課長ら幹部や一般職員も文書で提案することができる。

沢山町長は放射性廃棄物処分場の誘致を進めた前町長を破り今年4月に町長に就任。同町長は自身のブログ「ヤスタロウの東洋町長日誌」で、核廃棄物の問題について町長、助役だけではなく議員や課長クラスの人も知っていたが、住民は知らなかった」として庁議の公開に踏み切ったことを明かしている。

情 報

雨水貯留浸透のススメ その2
社団法人雨水貯留浸透技術協会
うるおいのある都市をめざして...

雨水貯留浸透施設とはどんなもの？

代表的な浸透施設には、穴のあいた「柵」、「パイプ」、「側溝」、「人孔」の周辺を砕石などで巻き込んだものに、集水した雨水を導いてその側面・底面から地中に浸み込ませる「浸透ます」、「浸透トレンチ」、「浸透側溝」、「浸透マンホール」や、文字通り池底から浸透させる「浸透池」、また雨水を直接透水性のある舗装表面から路盤、路床へと浸み込ませる「透水性舗装」などがあります。一方、貯留施設には、大きいものでは開発指導などによってよく設置される「調整池」、地下に設置される大口径の「雨水貯留管」、コンクリート製の「プレキャスト式地下貯留槽」、「地下空隙貯留槽」、中小規模なものに、公園・校庭・駐車場での表面貯留建物間の窪地貯留などがあります。地下空隙貯留には、従来よく用いられた碎石（空隙率三十〜四十％）に替わって、空隙率九十％以上を持つプラスチック製の小さな貯留材を人力にてレゴブロックのように積み上げて数十〜数千立方メートルの貯留（浸透）槽を造り上げる各種工法が近年普及しています。雨水利用については、百リットル程度まで、形の様々な雨水タンクが市販されています。変り種として、下水道への接続に伴い不要になった浄化槽を雨水タンクに利用する場合もあります。

その効能は？

宅地や団地の開発がさかんに行われた昭和四十年代から、開発後の雨水流出増対策として「調整池」等の貯留施設の設置が進められてきました。しかし、「調整池」は放流先の状況によっては、非常に巨大な容量が必要になり、土地の有効利用が大変阻害されました。だからといって、放流先の下水道や河川の整備にも多大な時間と費用がかかります。そうした中で、調整池の容量削減や雨水流出量そのものの削減を図るため、降った雨をその場で貯めたり浸透させる小規模な雨水貯留浸透施設が登場したわけです。

日本で初めて本格的にこのオンサイト型の雨水貯留浸透施設を導入したのが、東京都昭島市にある昭島つつじが丘八イツ（現、都市再生機構）でした。昭和五十六年の供用開始から、雨水貯留浸透施設の流出抑制効果を継続して調査していますが、同団地内の施設を設置した地区とそうでない地区の観測データを比較すると、雨水の総流出量が平均しておよそ五分の一に低減されることが確認されています。二十年以上の長きにわたり特別な維持管理をしないで施設の機能が維持されていることはすばらしいことです。

ば、関東ロームの浸透適地において、屋根面積百平方メートルに対し、標準的な浸透ますを二個設置した場合、それらの浸透能力は、おおむね一時間当たり四ミリの雨を浸透させることができます。たかだか四ミリと思うことなかれ、年間を通してみると、屋根に降った雨の七割程度を大地に戻すことができます。

平成十六年十月、東京都武蔵野市と三鷹市にまたがる井の頭公園内の池の水が四十年ぶりに澄み渡るという珍事がおきました。原因は、直前に降った豪雨により地下水が上昇し、大量の湧水が池に流入したためでした。公園の管理事務所によれば、「公園周辺の住宅に設置された一万基の浸透ますの効果では」と考えられています。

そのほか雨水浸透は、表層土壌の乾燥化を防ぎ土壌水分量を高めるので植物育成効果、そして気温や地温の調節効果も期待されます。

次号は先進自治体の取り組み、国等の支援措置などについて紹介します。



戸建住宅における活用例

水産総合研究センター
第5回成果発表会のお知らせ

水産総合研究センターでは、日頃さまざまな形で調査研究の成果の普及に努めております。

そのひとつとして水産関係者をはじめ一般市民を対象とした成果発表会を毎年開催しており、このたび第5回成果発表会を下記の通り行うこととなりました。

当センターが日頃取り組んでいる研究開発の中から、特に今年のテーマである「水産研究最前線・ミクロからマクロまで」にふさわしくDNA解析やマイクロアレイなどのミクロ技術の活用から、音響探査、マグロ種苗生産の取り組み、漁場調査などのマクロな調査活動まで、当センターの幅広い活動の中から最先端の成果をご紹介します。

- 1、日時 平成19年10月3日（水） 13時～16時30分
- 2、会場 日本消防会館 ニッショーホール（東京都港区虎ノ門2-9-16）

- 3、参加費 無料・ホームページ（http://www.ta.affrc.go.jp）等で事前登録受付中
- 4、講演内容 ミクロの技術で魚病を診断・「DNAチップ」を使って迅速・正確に音と光で魚を探る・探査技術最前線・DNAでどこまでわかる

- ・北洋のサケの起源と分布を推測・南太平洋にイカを求めて・ニュージランド漁場調査・クロマグロの大量生産を目指す・若齢魚からの大量採卵に成功
- 5、問い合わせ 独立行政法人水産総合研究センター 広報室

〒220-6115
横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB 15階
TEL 045-227-2623
FAX 045-227-2702
担当・桑原 隆治

情 報

「複線人生」はやってみることに

ケアタウン研究所 高室 成幸

団塊世代の「セカンドライフ」は、定年してから

世の中、団塊世代の定年退職に絡んだ話題がにぎやかだ。戦後最初のベビーブーマーであるこの層が子どもから青年期、壮年期に至り社会に与えた影響は計り知れない。これから数年で第一線から退き、老年期と呼ばれるようになる。ところが、気持ちも体力もバリバリ現役なこの層は老いて人生を悟り引退するなんて気配などない。そんな事では誰にも

振り向かれない「持て余しの人生」しかないからだ。ゆえに第二の人生を始めるべく、わかりやすく頭にセカンドをつけ、「セカンド」にチャレンジしようというわけだ。たしかに大量消費社会を作り上げた団塊世代は価値観も多様だし、趣味人は比較的多いように思う。しかしその前の昭和一〇年代生まれの男性は、妻たちから「濡れ落ち葉」のレッテルを貼られるほどに仕事以外の時間の使い方を知らない。それほど世代、人柄、職業柄、そ

して育ち柄(育ち方)によって「やること」を見つけていると自体に上手・下手があるようだ。第二の人生といっても、果たしてそこからどれほどのことができるだろうか。平均寿命八〇歳として、定年後からアクティブに動けるのはせいぜい一五年。介護に看病、自分の病気・ケガなど「高齢期のリスク」に至るところに潜んでいる。だから「いずれは」、「いつかは」と夢の先送りをしていては「手遅れ」になることも。むしろ始めるなら、「早い」に越したことはないと思うがいかがだろうか？

本業のモノサシだけで大丈夫？

「仕事一筋、すべては仕事のタメ！」はこれまではカッコよかったかもしれない。しかし少々きびしいようだ。だが、「他に熱中することがない」、「仕事以外に人脈がない」、「オンとオフをうまくスケジューリングできない」ことを証明しているだけかもしれない。そんな人との話題は幅が狭く、盛り上がり欠けることが何かと多い。

ならばと、黄門様の印籠のような決まり文句の「家族のため」を振りかざすというの今風ではない。家族のためなら、家事や子育ても立派な「家族のため」のはず。共働きが当たり前となった現代では、家事と子育ても夫婦で「シェアする」ことは当たり前なのだ。たしかにリストラ等により一人に

かかる業務の比重も増え、結果・成果を求められる度合いは格段に増えたから余裕がないのわかる。しかし持っているのが本業のモノサシだけでは、行き詰まりを抱いた時つらく危険ではないか。

単線のセカンドライフより複線を楽しむべき

ならばどうするか…。

定年までひたすら仕事にまい進するのをあえて「単線人生」と呼んでみたい。趣味や家庭もすべてが仕事優先できた人生は、ある意味で単調で単純なぶん、安全であったろう。しかし定年という駅からの線路は自分で引かなければならない。それに戸惑っているのが昭和一〇〜二〇年代生まれの先輩方だ。ならば、先人の撤に学び、本業を大事にしなが

「もつひと」を始めておく(楽しむ)という「複線人生」という発想はどうだろうか。いくつも始めておく複々線型人生もよいだろう。これは副業のススメではない。せっかくの人生を多様な複線感覚で生きようというもの。誰かのためでなく、自分のためにやる。そこが魅力なのだ。その領域は趣味、ファッション、食、ボディケア、ビジネス、人脈など幅広いほうが、面白い。

仕事人間でもいまから始められる人生の「セカンドライフ」。それは人生を「複線で生きる」発想だからこそできることなのだ。ポイントはいかに楽しむながらやってみることに、これにつぎ。

石川埼玉県町村会長(騎西町長)逝去



埼玉県町村会長(全国町村会理事・政務調査委員(行政部会))に就任された。この間、騎西町において、エコパーク(種足ふれあいの森)の整備、環境基本条例の制定など、環境にやさしい町づくりに取り組むとともに、デイケア施設の設置、老人保健施設の誘致など保健福祉事業にも尽力し、町の振興発展に寄与された。

埼玉県町村会理事、平成十九年五月に埼玉県町村会長・全国町村会理事・政務調査委員(行政部会)に就任された。

騎西町長(七十八歳)は、八月三十日、療養先の病院にて逝去された。同氏は昭和三年生まれ、埼玉県秘書室長、労働部長を歴任後、平成四年に町長に就任、現在四期目であった。平成十一年に埼玉県町

謹んで哀悼をお祈りいたします。

随 想

金魚と鯉の郷



がりは相互扶助の関係から

また、高度経済成長期以降

の指定を受けてから、臨海部

長洲町は、熊本県の北部に位置し、雲仙・島原を臨む有明海に面し(人口17,491人、面積19.43km²、平成19年7月末現在)、古くから有明海を漁場とした漁業

と、江戸時代に細川藩が数次に行った干拓地における農業との、半農半漁の町として栄えてきました。

随 想

人が輝き、心ふれあう豊かなまち



熊本県長洲町長

橋本 孝明

個々の関係へと移り変わり、これらの状況の変化により地域のつながりが希薄なものへとなってきた。そのため、長洲町では行政主導の政策からの脱却を図るとともに、地域性溢れる住民本位の政策を目指し平成12年度末に第四次長洲町総合振興計画(計画期間は平成13年度から平成22年度)を策定し、この計画の基本構想の中で「人が輝き、心ふれあう豊かなまち」を町の将来像として位置づけ、住民と行政との協働による住民参加のまちづくり施策を推進してきました。

「金魚と鯉の郷」ながす

長洲町の金魚生産は300年以上の古い歴史があり日本最大生産地のひとつとして知られております。

当町に金魚が伝わったのは、はつきりとは分かっていませんが、寛永、正保、慶安の年間(1624~1652)に残っている細川藩の奉書の中で、長洲の金魚の記録があることが分かっております。つまり、約350年前には、すでに長洲に金魚がいたことがうかがえます。

長洲金魚の名を各地に広めた背景には、多くの『ふれ売り』があ

お客さまとご家族の将来に備えて 資産のバトンタッチ

を考えてみませんか?

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします

相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託

[遺心伝心]

遺産整理

[わかち愛]

*「遺言信託[遺心伝心]」「遺産整理[わかち愛]」には所定の手数料、報酬がかかります。

*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。



三菱UFJ信託銀行

MUFG

三菱UFJ信託銀行 インフォメーションデスク ☎0120-349-250 (フリーダイヤル) ☎0120-349-250 (受付時間) 受付時間/午前9時~午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

☎0120-081506

受付時間/午前9時~午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

随 想

りました。
「きーんぎょーえーっ金魚」という抑揚のある節まわしで始まる金魚の「ふれ売り」。傘をかぶり法被に地下足袋といった装いで、てんびん棒を肩に担ぎ、その棒の両端には桶というのが一般的なスタイル。桶の上には朝顔と呼ばれるガラス製の金魚鉢が乗せられ、ふれ売りの声とともに風流を感じる事ができました。昭和30年代の、この「ふれ売りさん」は、500人ほどいて、当時の金魚は、リュウキン、ヒブナ（原種）などが主流で西日本一円を周っていて、自然と長洲の金魚が各地に広まり有名になった背景には、この多くの

「ふれ売りさん」があつたようです。
現在、長洲町で生産される金魚の主な種類は15種類ほどで、生産される主な品種は、リュウキン、デメキンなどの金魚すくい用のものからランチュウ、江戸川リュウキン、ジャンボシガシラなど観賞用の金魚です。出荷は九州全域を中心に西日本や遠くは青森県など全国規模で展開されています。
「一区一創運動」の推奨
住民参加のまちづくりに対する取り組みは、第四次長洲町総合振興計画策定以前の平成10年度から実施した「一区一創運動」の提唱

を皮切りに行われてきました。これは、町内各行政区の地域コミュニティを再構築することを主たる目的として町が推奨した事業で、1つの区に1つの顔を創るためのさまざまな活動を実施し、その過程の中で地域のつながりを深めようというものであります。町では、この取り組みをまちづくり事業の最重要施策に位置づけ、このような活動を行う行政区に対して町が支援金を交付し、失われかけた地域での人と人との連携強化を図っています。

小学校区規模での地域コミュニティ強化と校区住民の自主的参加による良好な生活環境をつくっていくことであり、現在、校区の将来像に向けた取り組みが活発に行われています。
最近の活動においては、防犯・防災に対する取り組みなど住民の生活に密着した内容のものが始め、他団体（組織）を巻き込もうという動きも出てきており、今後、行政だけでは担うことができないさまざまな分野での活動が期待されております。

新任都道府県町村会長の略歴

山梨県町村会では平成19年7月2日の町村長会議で次のとおり会長を選出した。
(7月2日就任)

山梨県町村会長
北都留郡小菅村長

ひろせ 文夫
ふみお

昭和12年10月18日



【住所】山梨県北都留郡小菅村466番地
【村長に当選するまでの経歴】昭和60年小菅村総務課長 63年同村収入役 平成2年同村助役 8年小菅村長
【村長としての当選回数】3回
【町村会関係の経歴】平成10年北都留郡町村会長 19年山梨県町村会副会長

【主な業績】村道改良整備 林道開設整備 簡易水道施設整備 高齢者生活福祉センター建設 林産物展示販売施設整備 消防設備整備 村内景観形成整備 定住促進回地整備 小中学校校舎耐震化整備 遊歩道整備

【趣味】読書・渓流釣り
【家族】長男夫婦・孫

また、平成13年度からは、地域の範囲を小学校区に広げた「校区まちづくり推進協議会活動」への取り組みを開始しました。「一区一創運動」で育成されてきたコミュニティを生かし、小学校区単位でワークショップを実施し、これにより、校区の将来像・形成目標の設定、組織の立ち上げ、活動計画の作成、その実行までを行政の支援のもとに住民自らの手で

この取り組みの目的は、



未来館



2007年 新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

2億円 1枚300円

売り切れしだい発売終了

10月1日(月)発売

■ 1等：1億5,000万円／前後賞各2,500万円
■ 2等：1,000万円 ■ 3等：100万円

発売期間：平成19年10月1日(月)～10月19日(金)
抽せん日：平成19年10月24日(水)
当せん金支払開始日：平成19年10月29日(月)

この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

財団法人全国市町村振興協会





車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
○保険料分割払 (12回) も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱5%割引の適用はありません。)



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	カラーアクシオ	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	ZRE144 (車両クラス4)	一般条件 (割引適用済)	68,290円	56,920円
初度登録	平成19年1月。(新車割引あり)	(通常新規で加入する場合)	113,820円	94,870円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A (割引適用済)	33,320円	27,770円
運転手限定	家族限定	(通常新規で加入する場合)	55,530円	46,280円
共済(保険)金額	285万円	限定A (割引適用済)	—	15,380円
		(通常新規で加入する場合)	—	33,320円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のものです。掛金(保険料)は平成19年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級により異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常新規で加入する場合」とは、6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230